

審査請求について(詳細)

1. 審査請求書の提出

審査請求の提出先は、品川区建築審査会になります。
(審査会事務局：住宅課開発指導担当)

審査請求は、原則として処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内、または処分があった日の翌日から起算して 1 年以内と定められています。(行政不服審査法第 18 条第 1 項および第 2 項)
※審査請求を経ることなく直接訴訟を提起することもできます。

2. 審査請求書の窓口審査

事務局では、審査請求書が提出された場合、記載内容について、不記載や明白な誤りがある場合には任意に訂正を求める等形式審査を行ったうえで受理します。

また、審査請求書に不備が認められた場合には、補正命令を出す場合があります。(行政不服審査法第 23 条)

審査請求書は、必ず書面で行い、正副 2 通を提出していただきます。

3. 弁明書・反論書等の審理

- ・ 弁明書：審査請求書に記載された不服の主張に対する処分庁の弁明(主張)を記載した書面
- ・ 反論書：処分庁の弁明書に対する反論を記載した書面
- ・ 再弁明書および再反論書：弁明書および反論書は再度提出することもできます。(行政不服審査法第 29 条、第 30 条)

4. 口頭審査

口頭審査は、審査請求事件について、適正な判断をするために、直接利害関係人の意見を聞こうとするものです。公開ですので、傍聴もできます。
(建築基準法第 94 条 第 3 項)

5. 裁 決

裁決は、審査請求の審理をした結果を下す最終判断です。次のいずれかになります。裁決の態様は「却下」、「棄却」、「認容」の三つに分けられます。

- ・ 却下：法定期間経過後にされた時等、審査請求自体が不適法
- ・ 棄却：審査請求に理由がなく、請求を退ける
- ・ 認容：処分の全部又は一部取り消し

(行政不服審査法第 45 条および第 46 条)

※審査請求の取下げ：請求人が、すでに提起した「審査請求書を自ら撤回すること」。提起後から裁決が出されるまでの間、いつでも可能です。

6. 裁 決 書 謄 本 の 送 付

審査請求人や処分庁へ裁決書が送達されます。裁決書の送達された日をもって、裁決の効力が生じます。(行政不服審査法第 51 条第 1 項)

7. 再 審 査 請 求

審査請求に対してなされた裁決に不服がある場合、さらに行う不服申し立てのことをいい、国土交通大臣に再審査請求することができます。(建築基準法第 95 条)

- ・ 再審査請求は、原裁決があったことを知った日の翌日から起算して 1 ヶ月を経過したときは、することができません。(行政不服審査法第 62 条)

○ お問い合わせ先
住宅課 開発指導担当
TEL : 03-5742-6926
FAX : 03-5742-6963